

扶養増添付書類一覧

被扶養者それぞれについて、当てはまる項目にチェックを入れ、必要書類を確認してください。
なお、状況に応じ、下記以外の書類の提出をお願いしますのでご了承ください。
 ※ 必要書類は（写）の表記がないものについては原本が必要です。

■ 続柄による必要書類 【全員いずれかにチェック】

チェック	続柄	添付が必要な書類
	配偶者	配偶者の最新の所得証明書 扶養状況申告書
	子	子の最新の所得証明書 扶養状況申告書 ※いずれも中学生以下、または高校生（通信制や定時制課程等の場合を除く）は提出不要
		従業員である被保険者が未婚 世帯全員が記載された住民票 ※続柄省略不可
		従業員である被保険者が既婚 配偶者が健保の扶養である -
		配偶者が健保の扶養ではない 共働き配偶者の状況申告書 (および収入に関する必要書類)
	配偶者・子以外	申請する家族の最新の所得証明書 被扶養者申請理由書 世帯全員が記載された住民票 ※続柄省略不可 住民票に記載のある者の収入に関する必要書類(既に従業員の扶養に入っている者は除く)

■ 申請理由による必要書類 【全員いずれかにチェック】

チェック	理由	添付が必要な書類
	入社	-
	出生	出生届（写）または母子健康手帳出生届出済証明欄（写） ※父母の名前記載のあるもの
	結婚	婚姻受理証（写）または戸籍抄本（写）
	収入減少	下記、収入に関する必要書類を参照
	退職/廃業	下記、雇用保険に関する必要書類を参照
	任継加入	別途確認ください
	扶養交代	別途確認ください
	その他	別途確認ください

※申請理由は最新の事由に準拠しますが、現在無職であっても最新の所得証明書に収入（所得）の記載がある場合は「退職/廃業」の項目の書類もご提出ください。

■ 収入に関する必要書類 【あてはまるものすべてにチェック】

チェック	収入の種類	添付が必要な書類
	現在無収入	-
	給与収入がある	直近3ヶ月の平均が収入限度額を下回っている場合 直近給与明細3ヵ月分（写）
		勤め始めの場合 雇用契約書（写）
		健康保険喪失の場合 健康保険喪失証明書（写）
	年金 受給している	最新の年金振込通知書（写）
	年金 受給していないが60歳以上である	支給が始まっていないことの証明書類（ねんきん定期便（写）等）
	自営業・農業・不動産賃貸等の収入がある	確定申告第1表・第2表（写）、収支内訳書（写）又は青色申告決算書（写）一式等
	その他の収入がある	別途確認ください

■ 雇用保険に関する必要書類 【全員いずれかにチェック】

チェック	状況	添付が必要な書類
	就職したことがない	-
	失業給付を受給しない	雇用保険等失業給付金受給に関する誓約書と、離職票Ⅰ・Ⅱ（写）または雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写）
	失業給付を受給する	雇用保険等失業給付金受給に関する誓約書と、受給資格者証の1面（写）とその裏面（写）（※1）
	失業給付が受給終了した	受給資格者証の1面と最終面（写）
	失業給付を受給延長する	雇用保険等失業給付金受給に関する誓約書と、退職証明書（写）、受給期間延長通知書（写…後日可）（※2）
	雇用保険非加入だった	退職/廃業証明書（写）、雇用保険に加入していなかった証明（写）

※1 受給資格者証が退職後30日以内に提出できない場合は、状況申告書または被扶養者申請理由書に交付予定日を記入し、予定日到達後14日以内に提出してください。

※2 受給延長通知書が30日以内に提出できない場合は、母子健康手帳の写し等、延長理由がわかる書類を添付してください。受給延長通知書が交付された後14日以内に提出してください。

■ 居住区分による必要書類 【全員いずれかにチェック】

チェック	区分	添付が必要な書類
	同居	所得証明書で同居が確認できない場合、住民票や運転免許証の裏面など同居の確認できる公的な書類
	別居	6ヶ月分の送金証明として銀行振込控（写）または預金通帳（写）
		別居先世帯全員が記載された住民票 ※続柄省略不可

※送金証明は、連続した3ヶ月分の提出で仮認定を受けられますが、その後3ヶ月分追加提出してください。手渡しは証拠が残らないため認められません。